

ごあいさつ

当事務所代表の北村嘉章と申します。

大学卒業後、会社員生活を経て、社会保険労務士兼行政書士事務所を開業しております。会社員時代の知識や経験を生かして、少しでも社会のお役に立てればと考えております。

そこで、役所への申請や文書の作成といった代理業務のみに重点を置かず、企業や個人のお客様のよき相談相手、パートナーでありたいと考えています。

社会保険労務士は社会・労働関係諸法令の専門家であり、行政書士は諸事全般にわたり権利義務・事実証明の作成ができ、文書作成の専門家です。

当事務所は、両方の資格の登録を行っておりますので、両業務にわたった包括的な相談、受注が可能です。すなわち両業務のワンストップ化が可能な事務所であり、依頼内容により、土業事務所が変わり、担当者が変わるというわずらわしさもありません。

特に会社設立については、定款の作成・認証、営業の許認可から労働保険・社会保険の申請、給与計算、就業規則の作成、さらには助成金の申請といった業務をすべて当事務所でお受けすることができます。

代表プロフィール



キタムラ ヨシアキ
北村 嘉章

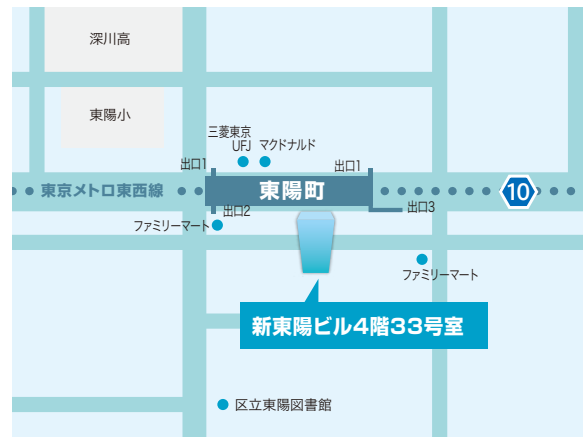
生年月日：昭和29年6月8日

社会保険労務士
(東京都社会保険労務士会 登録番号13110391号)
行政書士
(東京都行政書士会 登録番号10080290号)

【略歴】
兵庫県西宮市出身
早稲田大学政経学部卒業
株式会社住友倉庫勤務 営業、現場と輸出入貨物を担当
退職後、当事務所を開業

【取得資格】
社会保険労務士／行政書士／通関士／貿易実務検定／ファイナンシャルプランナー／簿記／愛玩動物飼養管理士など

【講師実績】
平成23年、資格の学校「東京リーガルマインド(通称LEC)」で、基金訓練である貿易ビジネス科の講師を455時限務め、優秀講師として社長表彰(敢闘賞)を受賞。



東西線東陽町駅から徒歩**3分**

〒135-0016 東京都江東区東陽2-4-39 新東陽ビル4階33号室

北村 社会保険労務士 行政書士 事務所

【代表者】社会保険労務士・行政書士 北村 嘉章

☎ **03-5633-9791**

Fax: 03-5633-9792 Mail: info@k-gyosei.jp

北村社会保険労務士・行政書士事務所

検索

<http://sharo.k-gyosei.jp/>

行政書士兼業の
中小企業の法務にも強い
社会保険労務士事務所です！

北村 社会保険労務士 行政書士 事務所

「事前法務」
ということばを
ご存知ですか？



- 紛争、トラブルの解決を事後法務とすれば、トラブルになる前に法的知識を事前に知っておき、事故防止の役割を果たすのが「事前法務」です。
- 当事務所は、単に社会保険労務士業務の遂行だけではなく、行政書士として、この「事前法務」をふまえ、的確な事業計画の作成、実行のためのアドバイスをさせていただきます。

<http://sharo.k-gyosei.jp/>



会社案件

業務のご案内

1 会社設立から社会保険の申請まで

行政書士兼業の社会保険労務士なので、会社設立さらには設立後に必須な下記業務をすべてお受けできます。

- ① 定款の作成
会社の憲法とも言うべき、定款の案を作成いたします。
- ② 公証役場での認証
当事務所は電子認証申請のため、本人申請の場合と異なり、収入印紙代4万円が不要となります。
- ③ 必要に応じ、事業の許認可申請
事業の内容によっては、営業新規開始前に役所への許認可が必要となる業務がありますが、当事務所はその許認可を代行取得いたします。
- ④ 法務局での設立登記
(ご本人の申請もしくは司法書士をご紹介します。)
- ⑤ 社会保険(健康保険、厚生年金)の申請
法人を設立した場合、原則必須業務となります。
- ⑥ 労働保険(労災保険、雇用保険)の申請
労働者を使用する場合、原則必須です。
- ⑦ 給与計算の代行
忙しい事業主に代わって、当事務所が給与計算を代行いたします。
- ⑧ 就業規則の作成
常時10人以上の労働者を使用する場合、その作成、労働基準監督署への届出が法的に義務付けられています。

2 助成金・補助金の申請

事業主にとって貴重な資金調達の手段である助成金、補助金の申請を行います。

3 貿易の支援

- ① 貿易実務の講師
LECで講師を務めた実績を生かし、貴社の貿易実務の社員研修の講師を請け負います。
- ② 貿易契約書の作成
英文の貿易売買契約書の作成、もしくはチェックを行います。
- ③ 貿易管理令の申請
輸出入貿易管理令をはじめとした他法令関係の経済産業省や厚生労働省、農林水産省への申請を代行いたします。

4 倉庫運輸業の許認可申請

倉庫会社勤務時代の知識と経験を生かし、倉庫業の登録申請、利用運送事業の申請、通関業の許可申請など倉庫運輸業の許認可申請を行います。



個人案件

1 遺族年金の申請

遺族年金の申請およびご相談に応じます。

2 離婚関係

- ① 離婚協議書の作成
- ② 公正証書化の支援
- ③ 離婚による厚生年金分割の申請

上記以外の業務についてもお気軽にお問合せ下さい。

当事務所の強み



第一の強みは、

当事務所が
社会保険労務士と行政書士の
兼業事務所であることです。

あなたにとって
社会保険労務士と行政書士兼業事務所への依頼の
大きなメリットは？

許可業種や外国人雇用に抜群のサポート

企業の日常業務では、それらに関する手続きが数多くありますが、それらについての必要なアドバイスもさせていただくだけでなく、業務としての手続きも当事務所にご依頼できます。

許認可業種に特有の定期報告や手続き、法改正や帳票の変更のほか業界の情報などもご提供できます。

結果、社労士と別に行政書士を探して依頼する手間が省けるだけでなく、日ごろのお付き合いの中で、知識や情報を得ることにより、お客様のより経営に対する理解が深まることとなります。

また、民事法務を中心として企業経営に関する書類作成や手続きの多くを行政書士が取り扱えることができますので、中小企業の法務のかなりの部分についてもご相談いただけ、コンサルタントとしても頼りになること請け合いです。

そして、これからは人口の減少、高齢化の進展により、どんな事業所でも外国人雇用は避けて通れない問題になることが予想されます。

行政書士は、就労を前提とするビザの取得から採用手続きまで、複雑な手続きはすべて任せられます。

さらに当事務所は「申請取次行政書士」の資格を所持しているため、本人の出頭は不要で、当事務所だけで入国管理局で手続きができます。

さらに外国人採用後の種々の労働問題についてのご相談は、今度は社会保険労務士業務として、引き続き当事務所にお任せ下さい。



第二の強みとしては、

当事務所が提供する
「貿易の支援」や「倉庫運輸関係許認可業務」には、
下記3点の長所があります。

特徴1

大手資格の学校における 貿易セミナー講師の経験と実績

大手資格の学校「東京リーガルマインド(通称 LEC)」の船橋、渋谷、横浜校で基金訓練である「貿易ビジネス科」の講師として平成23年に445 時限の講師実績。また、この基金訓練の優秀講師として敢闘賞の社長表彰も受けております。実務に役立つ貿易の基礎をわかりやすく講義させていただきます。

東京リーガルマインド(LEC)からの
表彰状 ▶



特徴2

長年の倉庫会社勤務時代の 貿易の知識と経験

倉庫会社勤務時代の海上や航空貨物の現場経験、さらには東京税関の登録経験のある通関士としての知識を生かして、貿易の契約書、許認可関係やコンサルタント業務に応じています。

特徴3

倉庫会社勤務の経験を生かした 倉庫運輸関係の業務の許認可申請

行政書士業界一といっても過言でない倉庫業の勤務経験があります。ただお客様の依頼により代行申請だけをする行政書士ではなく、適材適所で業務のアドバイスも可能、また業界知識や専門用語にも通じております。業界用語を使い、遠慮なくご相談下さい。